

令和7年度「うまし奈良めぐり」

現地受付アテンド業務 及び 事業効果検証業務 委託仕様書

I. 現地受付アテンド業務

1. 適用範囲

本仕様書は、うまし奈良めぐり実行委員会（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する「うまし奈良めぐり」現地受付アテンド業務について、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務目的

甲が企画・造成を行い、旅行会社等で販売される「うまし奈良めぐり」は、世界遺産レベルの幾多の文化財等の特別企画を参加者に提供するという性質上、それに相応しい格調高く品格のある案内と対応スキルを確保した上で、円滑かつ安全に旅程を進行させ、おもてなしの心による接遇を実施することで顧客満足度を高めることを目的とする。

3. 委託契約期間

契約締結日～令和8年3月31日

4. 業務内容

（1）業務実施場所

別表のとおり

（2）業務時間及び業務回数

別表のとおり

※ただし、最少催行人員に満たない場合は催行中止となり、業務日及び業務時間が減少する。また、催行数が増加した場合は、業務日及び業務時間が増加する可能性があるが、業務の追加については甲乙協議のうえ、決定する。

（3）「うまし奈良めぐり」現地受付アテンドスタッフ配置

・「うまし奈良めぐり」の企画参加者が円滑かつ快適に旅行企画を楽しむことが出来るよう、現地受付アテンド業務を適切に実施できる者を、1つの旅行企画の1設定日時につき1名以上配置すること。

※企画参加者が20名以上となる場合は、基本的に2名以上配置すること。

・旅行企画ごとに異なるスタッフを配置してもよい。

(4) 「うまし奈良めぐり」現地受付アテンド対応

- ・各業務実施場所において、企画参加者をお出迎えし、現地での受付及びアテンド業務を実施すること。観光ガイド業務は求めない。
- ・現地受付アテンド対応詳細は、**別紙1-2**（「うまし奈良めぐり」現地スタッフマニュアル）のとおり。

(5) 旅行商品企画への好感度と企画参加者の満足度向上のための取り組み

- ・現地受付アテンドの対応が、「うまし奈良めぐり」旅行商品企画全体の好感度の底上げや企画参加者の満足度向上につながるよう、創意工夫のあるおもてなしやサービスの提供に取り組むこと。

(6) その他必要な事項は、甲と乙で協議のうえ、決定する。

5. 秘密の厳守

乙は、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

6. 貸与品の取り扱い

甲により貸与された資料や備品等については、乙は破損、紛失のないよう取り扱いに十分注意するものとする。

7. 留意事項

- (1) 業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- (2) 乙は、甲と緊密に連携をとって業務を実施すること。
- (3) 乙は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議のうえ、承認を得ること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項については、甲の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、甲と協議すること。

Ⅱ. 事業効果検証業務

1. 適用範囲

本仕様書は、うまし奈良めぐり実行委員会（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する「うまし奈良めぐり」事業効果検証業務について、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務目的

奈良県の観光オフシーズンに県内の社寺をはじめとする魅力ある観光資源を活用し、全国からの誘客促進を図る「うまし奈良めぐり」キャンペーンにおける効果測定及び分析を実施することにより、同キャンペーンの課題とその改善手法を導き出すとともに、次年度以降のより効果的な誘客促進に繋げることを目的とする。

3. 委託契約期間

契約締結日～令和8年3月31日

4. 業務内容

- （１）奈良県への誘客促進を目的とする「うまし奈良めぐり」特別企画の効果測定及び分析業務
- （２）参加者からのアンケート集計及び分析業務

5. 業務内容の詳細

- （１）奈良県への誘客促進を目的とする「うまし奈良めぐり」特別企画の効果測定及び分析業務
 - ・ 申込者の申込ルートや WEB サイトのアクセス状況（月別や年度別）等のデータ収集及び分析を行う。
 - ・ 個人、団体別で人気のコンテンツや参加率等のデータ収集及び分析を行う。
- （２）参加者からのアンケート集計及び分析業務
 - ・ 参加者からのアンケートを集計し、改善点等分析を行う。

6. 業務の実施場所及び各種成果物の納品場所

- （１）うまし奈良めぐり実行委員会事務局（一般財団法人奈良県ビジターズビューロー内）
- （２）うまし奈良めぐり実行委員会が指定する場所

7. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は発注者である甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

8. 成果物の検査・納品

本業務の成果物については、甲の検査を受けた後、納品するものとする。

9. 秘密の厳守

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果物を甲の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲により貸与された資料及び成果品については、乙は破損、紛失のないように取り扱いに十分注意するものとする。

10. 撮影許可、画像使用及び掲載許可申請手続き等

本業務の遂行にあたり、撮影許可、画像使用及び掲載許可などの許可申請手続きの必要が生じた場合は、乙の負担により関係機関に対し必要な使用申請手続き等を行うものとする。なお、申請手続きにあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について甲と十分事前協議を行うこととする。

11. その他

- (1) 事業実施にあたっては、その支出の内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、甲又はその後継機関の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (2) 乙は、本仕様書の変更を必要とする場合には、甲と協議のうえ、承認を得ること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項及び不測の事態への対応については、甲と協議の上、決定する。
- (4) その他、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、甲と協議すること。

【担当連絡先】

〒630-8361 奈良市池之町3 奈良県猿沢イン3階

うまし奈良めぐり実行委員会

（一般財団法人奈良県ビジターズビューロー内）

電話（直通） 0742-81-8680